

## 松川町電気事業経営戦略

団 体 名 : 松川町

事 業 名 : 松川町 発電事業

策 定 日 : 令和 5 年 10 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 17 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態等

法適用（全部適用・一部適用）・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	3人	最 大 出 力 * 1	40kw
発 電 施 設 数	水力発電	箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1
	風力発電	箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1
	太陽光発電	5箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数
	ごみ発電	箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1
			235,907kwh
			40円
			5箇所
			%

\*1 「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。  
「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあっては、老朽化の状況を表す指標を記載。

## (2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	R4	9,342千円	R3	9,389千円	R2	9,677千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4	3958.5%	R3	4648.0%	R2	1533.2%
純 利 益 ※過去3年度分を記載	R4	5,380千円	R3	5,461千円	R2	5,320千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	R4	%	R3	%	R2	%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

・松川町発電事業は、公共施設の屋根へ太陽光発電設備を建設し、再生可能エネルギー固定価格買取制度により発電収入を得ることを目的に平成27年6月に特別会計を創設しました。平成28年10月から計画した5施設での発電を開始以降、安定した発電量とそれに伴う電力収入を得ています。

収益的収支比率は110%を超えており、安定した売電収入が得られています。今後も計画的な運転管理・保守点検に努めていきます。

\*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

$$\text{資金不足比率〔法適用企業の場合〕} = \frac{\text{（地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額）}}{\text{（営業収益）} - \text{（受託工事収益）}} \times 100$$

$$\text{資金不足比率〔法非適用企業の場合〕} = \frac{\text{（地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額）}}{\text{（営業収益）} - \text{（受託工事収益）}} \times 100$$

## 2. 将来の事業環境

### (1) 料金収入の予測

・固定価格買取契約は令和18年までとなり、施設によって36円/kWh（税抜）の単価で計算しています。発電量は令和4年度見込み値を基礎数値とし、パネルメーカーの経年「性能補償」を参考。太陽光発電は天候による影響を受けやすい発電事業であるため収入予測は難しいですが、健全な運営管理に努め収入の安定化を図っていきます。

### (2) 老朽化対策の見通し

・法定点検である4年に1度の定期点検を行う他、定期的に発電状況や機械の不具合がないことを確認し、健全な経営管理と売電収入の安定、施設の長寿命化に努めます。毎年の余剰金の一部を積立て、後年度の大規模修繕や撤去費等の施設維持管理費に充当します。

## 3. 経営の基本方針

・施設運営に係る経費・設備工事借入金の資金返済を行った上で、差し引き利益を一般会計に繰出し、子育て支援として活用しています。令和6年度以降は、後年度の大規模な修繕や撤去費等の維持管理費確保のため積立てを開始します。

## 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

・現在のところ、固定的な資本形成に向けた新たな建設改良事業は予定していません。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

・収入は太陽光発電の売電による料金収入です。太陽光モジュールの劣化を考慮し、パネルメーカーの経年「性能補償」を参考に算出しています。自然環境に左右されやすい等の懸念はありますが、収益的収支比率110%以上の確保に努めます。また、売電収益の余剰金の一部を積立て、後年度の大規模な修繕や撤去費等の施設維持管理費に充て、災害時のリスク、発電量減少による減収などに備えます。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・発電施設の電気代、火災保険料の他、定期点検などの維持費として売電収入の5%を計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

・現在は余剰金全額を子育て支援として利用していますが、令和6年度以降、後年度の大規模な修繕や撤去費等の施設維持管理費確保のために積立しています。

5. 公営企業として実施する必要性

・町として地球温暖化対策の取り組みとして自然エネルギーの導入促進を示すため、一定期間公営企業として事業運営を行う必要があります。固定価格買取制度の期間終了後は社会情勢や決算実績を考慮して、発電事業の継続・特別会計から一般会計への変更・民間活用などの方針を検討していきます。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	・発電量のモニタリングを定期的を実施し、事後検証を行います。戦略期間中間年度の令和11年度には改定を行うこととし、子育て支援のあり方、固定価格買取制度満了後（令和17年度以降）の事業方針について一定程度戦略に明示します。また、設備の状況変化や制度改正などにより経営状況が大きく変動する場合にも見直しを行います。
---------------------	---

